

定 款

イワブチ株式会社

イワブチ株式会社 定 款

(令和4年6月28日 改定)

第1章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、イワブチ株式会社と称する。
英文では、IWABUCHI CORPORATIONと表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) 電力、通信、信号、放送、鉄道用各種電気架線金物の製造販売
(2) 送配電機器の部品、通信、放送用受信装置および支持機材の製造販売
(3) 合成樹脂製各種電気絶縁物および各種電気接続器材の製造販売
(4) 建築工事、土木工事、電気工事、電気通信工事、設備工事の設計、監理、請負
(5) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は本店を千葉県松戸市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
(1) 取締役会
(2) 監査等委員会
(3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(自己株式の取得)

第 7 条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等による自己株式の取得を行うことができる。

(単元株式数)

第 8 条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規定)

第 10 条 当社の株式に関する取扱およびその手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

(株主名簿管理人)

第 11 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

第3章 株主総会

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(招 集)

第 13 条 定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じ随時これを招集する。

(招集者)

第 14 条 株主総会は取締役会の決議に基づき、取締役会において定めた取締役がこれを招集する。

(議 長)

第 15 条 株主総会の議長は、取締役会において定めた取締役がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は 15 名以内、監査等委員である取締役は 5 名以内とする。

(選 任)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(任 期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。
4. 補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

(代表取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第 23 条 取締役会は、その決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から会長 1 名、社長 1 名、副社長若干名、専務取締役若干名、常務取締役若干名を選定することができる。

(取締役会の招集および議長)

第 24 条 取締役会の招集および議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定めた取締役がこれをなし、その招集通知は会日の 3 日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ずして取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規定)

第 26 条 取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規定による。

(取締役の報酬等)

第 27 条 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員である取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任の一部免除)

第 28 条 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査等委員会および会計監査人

(常勤の監査等委員)

第 29 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集手続)

第 30 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ずして監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規定)

第 31 条 監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規定による。

(会計監査人)

第 32 条 当会社は、会計監査人を置く。

(選 任)

第 33 条 会計監査人は、株主総会で選任する。

第6章 計 算

(事業年度)

第 34 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当の基準日)

第 35 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

(中間配当)

第 36 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 9 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第 37 条 期末配当金および中間配当金が支払開始の日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れる。
2. 未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、第 72 回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第 2 条 定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である令和 4 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。